大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第三項において準用する同法第五条 第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十七年一月七日

岡山県知事 石 井 正 弘

## 一 届出事項の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地名称 山陽マルナカ倉敷駅前店所在地 倉敷市昭和一丁目五○五番ーほか
- 2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名名称 株式会社山陽マルナカ住所 岡山市平福一丁目三○五番地の二代表者の氏名 代表取締役 中山 明憲
- 3 変更事項

(変更前)

大規模小売店舗の名称 (仮称) 山陽マルナカ倉敷駅前店 (変更後)

大規模小売店舗の名称 山陽マルナカ倉敷駅前店

- 4 変更年月日 平成十六年十二月十日
- 二 届出年月日 平成十六年十二月二十七日
- 三 縦覧の期間及び場所
  - 1 縦覧の期間 平成十七年一月七日から平成十七年五月七日まで
  - 2 縦覧の場所岡山県産業労働部経営支援課及び倉敷地方振興局総務振興部総務振興課